

第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方針

県及び市町村は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、国等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。あわせて、災害復旧・復興の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

また、県及び市町村は、南海トラフ巨大地震などに被災しても、迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう、あらかじめ復旧・復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

【主な実施機関：市町村、県（農林水産部関係課、県土整備部関係課、教育委員会）、県警察】

第1 方針

災害復旧は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画をたてるものとする。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

県警察は、県及び市町村と連携して、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2 内容

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川 (2) 海岸 (3) 砂防設備 (4) 林地荒廃防止施設 (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設 (7) 道路 (8) 港湾 (9) 漁港 (10) 下水道
- (11) 公園の各施設

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 漁業用施設 (4) 共同利用施設 の各施設

3 教育施設災害復旧事業計画

4 水道施設災害復旧事業計画

5 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画

6 都市施設災害復旧事業計画

7 住宅災害復旧事業計画

8 社会福祉施設災害復旧事業計画

9 官庁建物等災害復旧事業計画

10 その他の公共施設災害復旧事業計画

第3 市町村地域防災計画に定める事項

1 災害復旧事業の種類

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (11) 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
- (12) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (13) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 障害者支援施設等災害復旧事業
 - ケ 婦人保護施設災害復旧事業
 - コ 感染症医療機関災害復旧事業
 - サ 感染症予防事業
 - シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - ス 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に対する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助措置
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活再建等の支援

第1 方針

災害時には、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の自立的生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより県民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 内容

1 調査等に関する説明

市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

2 被災者生活再建支援金の支給

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部）】

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。

3 災害弔慰金等の支給、貸付け

【主な実施機関：市町村、県（保健福祉政策課）】

市町村は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び市町村条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金の支給

ア 支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

イ 支給額

生計維持者 500万円以内

その他の者 250万円以内

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民

イ 支給額

生計維持者 250万円以内

その他の者 125万円以内

(3) 災害援護資金の貸付け

ア 貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

イ 貸付限度額

- (ア) 世帯主の1カ月以上の負傷 150万円～350万円
- (イ) 住居又は家財の損害 150万円～350万円

ウ 利率

年3%以内で条例で定める率

エ 据置期間

3年（特別の事情のある場合は5年）

オ 償還期間

10年（据置期間を含む）

カ 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

キ 申込先

市町村

4 雇用機会及び労働条件の確保

【主な実施機関：市町村、徳島労働局】

(1) 計画目標

公共職業安定所（以下「安定所」という。）その他の職業安定機関は、被災による離職者等に対し、職業の斡旋により職業の安定を図るほか、安定所は激甚災害における求職者給付の支給の特例措置又は災害時における求職者給付の支給に関する特別措置に基づく基本手当の支給により生活の安定・確保を図る。

また、労働基準監督署（以下「監督署」という。）は、災害復旧工事等における労働災害防止対策を行うほか、被災労働者に対する労災保険給付等を行う。

(2) 対策

ア 市町村は、被災者の職業斡旋について、徳島労働局に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

イ 徳島労働局は以下の措置を講ずる。

(ア) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職について徳島労働局及び公共職業安定所は適切な斡旋計画を樹立し、速やかに職業の確保を図る。また、必要に応じて広域職業紹介を実施する。さらに、対象とされた地域における労働保険料の納付に関する特例措置を講ずる。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長は次の措置を講ずる。

- a 被災者のための臨時相談窓口の設置
- b 公共職業安定所に出向くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業

相談の実施

- c 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等
- d 災害のため所定の失業の認定日に来所できない雇用保険受給資格者に対し、事後に証明書による失業の認定を行う。
- (ウ) 労働条件の確保を図るため、被災地域を管轄する監督署の長は次の措置を講ずる。
 - a 災害復旧工事等における労働災害防止対策
 - b 被災労働者に対する労災保険給付
 - c 事業場の閉鎖等による未払賃金立替払

5 租税の徴収猶予及び減免等

【主な実施機関：市町村、県（税務課）】

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は次のとおりである。

(1) 市町村税

市町村は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を樹立しておくものとする。

(2) 県税

県は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、徳島県税条例（昭和25年徳島県条例第31号）又は災害による県税の減免に関する条例（昭和29年徳島県条例第55号）により、県税の納税緩和措置として期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に応じて、適切な措置を講ずる。

ア 期限の延長

(ア) 災害により、納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認められる場合で、当該災害が県の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたときは、知事は、職権により地域及び期日を指定して画一的にその期限を延長する。

(イ) (ア)の場合を除き、個別的事例又は狭い範囲内の事例については、知事は、納税義務者等の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定してその期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、徴収を猶予する。

なお、猶予した期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税義務者等の申請により、先の猶予期間と併せて2年以内の期間を限り、猶予を延長する。

ウ 滞納処分の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合には、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

被災した納税義務者等に対し、必要と認める場合には、該当する各税目について次により税

の減免、納入義務の免除等を行う。

(7) 個人の県民税

個人の市町村民税と同じ取扱いで減免する。

(イ) 個人の事業税

被災の状況に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し、又は免除する。

(ウ) 不動産取得税

不動産の取得の日から6月以内に災害により当該不動産が滅失若しくは損壊した場合、又はそれ以外の場合で災害により、滅失若しくは損壊した不動産に代わる不動産（知事が認めたもの）を、当該滅失若しくは損壊した日から3年以内に取得したときは、納税義務者からの申請により、軽減し、又は免除する。

(エ) 自動車税の種別割

納税義務者が所有する自動車は災害により損害が生じ、相当の修繕費（保険金等で補てんされる金額を除く。）を要すると認められる場合には、納税義務者からの申請により、被害の程度に応じて、災害により被害を受けた日以後最初に納期の到来する年度分の2分の1又は4分の1の税額を軽減する。

(オ) 自動車税の環境性能割

取得した自動車又は三輪以上の軽自動車は取得の日から1月以内に天災により滅失し、当該滅失した自動車又は三輪以上の軽自動車に代わるものとして自動車を取得した場合は、納税義務者からの申請により免除する。

(カ) 軽油引取税

災害により軽油引取税額を失った場合、特別徴収義務者の申請により、当該軽油引取税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

6 被災者等への融資

(1) 生活福祉資金（災害をうけたことにより臨時に必要となる経費）

【主な実施機関：県（地域共生推進課）、社会福祉協議会】

災害により被害を受けた者（低所得世帯等）に対して資金の貸付けを行い、被災者の生活再建を促進するとともに、相談支援を通じて経済的自立を図る。

(2) 災害復興住宅融資

【主な実施機関：県（住宅課）】

自然災害により住宅の被害を受けた者に対し、（独）住宅金融支援機構が指定した災害について、住宅復旧のための補修並びに住宅の建設、購入に要する資金の貸し付けを行う。

(3) 中小企業等関係融資

【主な実施機関：県（企業支援課）】

災害により被害を受けた中小企業等に対し再建を促進し、生産力の維持と経営の安定を図るため、金融機関の融資ならびに信用保証協会による融資の保証を行う。

ア 災害対策資金

イ 災害時支援活動応援資金

ウ セーフティネット資金

(4) 農林漁業関係融資

【主な実施機関：県（農林水産政策課）】

災害により被害を受けた農林漁業者等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るため、各種融資を行う。

ア 日本政策金融公庫資金

(7) 農業基盤整備資金

(イ) 林業基盤整備資金

(ウ) 漁業基盤整備資金

(エ) 農林漁業施設資金

(オ) 農林漁業セーフティネット資金

イ 農業近代化資金

ウ 漁業近代化資金

エ 天災資金

(5) 勤労者ライフサイクル資金（災害費）

【主な実施機関：県（労働雇用政策課）】

災害により被害を受けた勤労者に対し、四国労働金庫が資金の貸し付けを行い、被災者の生活の安定化を図る。

7 被災者見守り・生活相談等

【主な実施機関：県（県民ふれあい課、保健福祉政策課）】

県及び市町村は、被災者のための臨時相談窓口（相談所）の設置等、被災者に対する迅速かつ適切な相談業務が行われるよう努めるものとする。

また、徳島官公庁等行政苦情相談連絡協議会（事務局：徳島行政監視行政相談センター）においても、必要に応じ、関係機関等と協議の上、被災者のための特別行政相談所を開設する。

加えて、市町村は被災者の孤立防止等のための見守りや相談支援を通して、各専門相談機関と連携し早期の生活再建に向けた総合的な支援を行う「地域支え合いセンター」を設置する。県は県社会福祉協議会と連携し各市町村地域支え合いセンターを支援するための拠点となる県センターを設置する。

8 災害ケースマネジメントの実施

【主な実施機関：県（危機管理部）】

県及び市町村は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施に努めるものとする。

災害中間支援組織は、県及び市町村の災害対策本部との連携を図るとともに、県内外の支援機関からの支援要望に対し、県や市町村と連携し、その活動調整を行うものとする。

(1) アウトリーチによる被災者の発見、状況把握

訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人一人の抱える課題を把握する。

(2) 官民連携による被災者支援

地域の被災者支援の担い手となる社会福祉協議会、NPO法人、士業（弁護士・建築士等）、研究者等有識者、民生委員、自主防災組織などと連携した被災者支援を実施する。

(3) 被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ

アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、情報共有を図り（情報共有会議）、支援方針を検討し（ケース会議）、それぞれの被災者に合わせ、多様な主体が様々な支援策を組み合わせて総合的な支援を実施する。

(4) 支援の継続的な実施

被災者の生活再建のプロセスに寄り添い、継続的に支援するため、「アウトリーチによる課題の把握、情報共有会議、ケース会議による支援方針の決定、支援の実施」を繰り返し行う「伴走型支援」を実施し、生活再建に向けた進捗の確認や支援方針等の修正を行う。

9 安否情報の提供

【主な実施機関：県（危機管理部）、市町村】

県、市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、県、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

10 罹災証明書の交付等

【主な実施機関：県（税務課）、市町村】

(1) 体制の整備

ア 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

イ 市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

ウ 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

エ 県は、市町村に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害調査の迅速化を図るものとする。また、他の都道府県や民間団体との協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

(2) 災害時の対応

ア 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施

するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

イ 市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

ウ 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うことにより、被災市町村間の調整を図るものとする。

エ 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

1 1 被災者台帳の作成等

【主な実施機関：県（危機管理部）、市町村】

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

1 2 資金の安定供給体制の構築

【主な実施機関：市町村、県(出納局)、金融機関、関係団体】

県及び市町村は、財務会計システム等が機能しなくなった場合においても、公金の支払事務に支障が生じないように、あらかじめシステムのクラウド化、金融機関への支払データ送信手段の多重化、手処理での支払事務マニュアルの策定などの対策を行うものとする。

また、前述の被災者生活再建支援金、災害弔慰金等の支給、被災者等への各種融資が円滑に実施されるよう、指定金融機関、関係団体、関係課が連携し、公金を含む資金の安定供給体制を構築するものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 被災者生活再建支援資金
- 2 災害弔慰金
- 3 市町村税の猶予及び減免等
- 4 災害復旧事業に必要な金融に関する事項
- 5 被災者の見守り・生活相談
- 6 災害ケースマネジメントの実施
- 7 安否情報の提供
- 8 罹災証明書の交付

- 9 被災者台帳の作成
- 10 資金の安定供給体制の構築
- 11 上記のほか、被災者支援の体制、取組等

第5節 計画的復興

【主な実施機関：市町村、県（危機管理部、企画総務部、保健福祉部、県土整備部ほか関係各局）】

第1 方針

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、震災復興体制を構築するとともに、「大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）」に基づき、県は、「復興のための施策に関する方針（以下「復興方針」という。）」を、市町村は、同法に基づく復興計画（以下「市町村復興計画」という。）を迅速に定める。

また、県は、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（以下「条例」という。）」に基づき、「復旧及び復興に関する計画（以下「県復興計画」という。）」を迅速に定める。それらの内容を自治体及び住民等に周知することにより、関係者の共通の合意の形成を図る。

第2 内容

1 復興方針、県復興計画及び市町村復興計画の策定に係る庁内組織の設置

県及び市町村は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）を庁内に設置する。

また、当該本部内における復興方針、県復興計画及び市町村復興計画（以下「復興計画」という。）の策定を進める担当部局において、それらに係る庁内（案）の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行う。

2 被災状況の把握

都市基盤施策等の復旧、住宅の復興、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を計画・実施する。

(1) 復興に関する調査

本計画第3章「災害応急対応」において、災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活支援対策など、復興対策及び復興対策に関わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

ア 建築物の被災状況に関する調査

市町村は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行う。

イ 都市基盤復興に係る調査

(ア) 公園・緑地等の被災状況調査

国、県、市町村は、広域避難地、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地となる公園・緑

地等の被害状況を調査する。

(イ) その他の都市基盤復興に係る調査

国、県、市町村は、港湾・漁港・治山・海岸・下水道・廃棄物処理施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。

ウ 住宅の復興対策に関する調査

市町村は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告する。

県は、市町村でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして、災害公営住宅の必要量及びその他必要となる住宅対策について把握する。

エ 生活再建支援に係る調査

(ア) 住家被害状況調査

市町村は、災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建物数及びデータ」等を基に、罹災証明の根拠となる住家の被害状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

(イ) 被災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

(ウ) その他生活再建に係る調査

県及び市町村は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査する。

オ 地域経済復興支援に係る調査

県及び市町村は、被災地全体の概要の把握に努め、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関係するため、可能な限り綿密に調査を行う。

(ア) 事業所等の被害調査

市町村は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被災について調査する。

(イ) 地域経済影響調査

市町村は、災害基盤施設の被害状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

カ 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたり、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。

このため、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状態等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

3 復興方針及び復興計画の策定

県及び市町村は、大規模災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興方針及び復興計画を策定する。

復興計画を策定する際には、(1)復興方針の策定、(2)復興計画の策定というステップを経て行う。

(1) 復興方針の策定

県民、事業者、自治体が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人々が地域のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、一日でも早い復興に向け、復興法に基づき、国が定める復興基本方針に即して、県は、復興方針を策定し、遅滞なく公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

(2) 復興計画の策定

市町村は、復興法に基づき、復興基本方針及び復興方針に即して、市町村復興計画を策定する。また、県は、条例に基づき、復興の具体的な取組と事業をまとめた県復興計画を策定する。県復興計画の策定に当たっては、県は、議会、県民、市町村及び各専門分野における学識経験者など、様々な意見を反映させる。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業の優先順位を明確化するとともに、各分野ごとの計画の整合も図る。

具体的には、県復興計画において規定する事項は次のとおりである。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

エ 復興の計画期間

オ 復興計画の対象地域

カ 分野別の復興施策

(ア) 環境・生活・衛生・廃棄物

(イ) 保健・医療・福祉

(ウ) 経済・商工・観光・労働

(エ) 農業・林業・水産業

(オ) 公共土木施設

(カ) 教育

(キ) 防災・安全安心

キ 復興に関する行財政運営

ク その他、復興法に規定する事項及び復興に関し必要な事項

(3) 復興方針及び県復興計画策定のプロセス

ア 復興方針及び県復興計画の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）の長は、議会、県民、市町村、関係機関の意見の反映に努めるとともに、専門的な意見を聴取するため、有識者等が委員となる震災復興会議（仮称）を招集し、復興方針（案）を諮問する。その後、震災復興会議（仮称）の答申を踏まえ、復興方針を決定し、関係部局において県復興計画（案）を作成する。

イ 県復興計画に県民の意見を反映するとともに、議会、市町村や関係機関に対しても意見を求める。その後、意見を集約し、市町村復興計画等との整合を図り、県復興計画（案）を策定する。

ウ 震災復興会議（仮称）、震災復興本部会議の審議を経て、県復興計画を決定し、公表する。

(4) 復興方針及び県復興計画の公表

県民や市町村などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞やインターネット等の広報媒体により復興施策を具体的に公表する。

4 防災のまちづくり

- (1) 県及び市町村は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
また、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
- (2) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧・復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- (3) 県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- (4) 県及び市町村は防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第3 市町村地域防災計画に定める事項

- 1 市町村復興計画の策定
- 2 市町村復興計画の内容